

2022. 6 OPEN

あきた芸術劇場ミルハス

AKITA ARTS THEATRE

ご利用案内

2024年4月1日版

お問い合わせ

CONTACT

あきた芸術劇場ミルハス 1階 事務室

〒010-0875 秋田市千秋明徳町2番52号

TEL 018-838-5822 / FAX 018-838-5825

E-mail info@akiat.jp / HP <https://akiat.jp>



目 次

CONTENTS

ページ

1 施設の基本的事項	1
(1) 開館日、休館日、利用時間等	
(2) 利用可能施設・設備	
◆ フロアマップ 1 F・2 F	
◆ 配置平面図	
2 利用申し込み時期等	5
(1) ホール（大・中ホール楽屋を含む）	
(2) 研修室、創作室、練習室及び多目的スペース等	
3 利用申し込みから利用まで	8
◆ 利用申し込みから利用までの流れ	
(1) 利用者登録、変更	
(2) 利用許可申請、減免申請等	
(3) 利用日確定、概算料金の請求	
(4) 概算料金の納付期限、納付方法、後納申請等	
(5) 利用許可書の交付	
(6) 利用許可の変更、取り消し、料金の取扱い	
(7) 事前打合せ（設備申し込みを含む）	
(8) 利用当日	
(9) 利用料金の精算	
(10) 事前承認を要する行為	
(11) その他利用上の留意事項	
4 利用料金	14
(1) 施設関係	
(2) 設備関係	
(3) 利用料金の特例	

1 施設の基本的事項

(1) 開館日、休館日、利用時間等

2022年6月1日の開館日以降の一般利用や休館日、利用時間などは、以下のとおりです。

◆ 開館日

2022年6月1日(水)

◆ 開館記念式典

2022年6月5日(日)

◆ グランドオープン

2022年9月23日(金)

◆ 一般利用開始

研修室、創作室、練習室 2022年6月6日(月)から

大・中・小ホール 2022年9月26日(月)から

◆ 休館日

大・中・小ホール 毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

研修室、創作室、練習室 12月29日から翌年1月3日まで

※火曜日が祝日の場合、ホールは休館日とせず、直後の平日を休館日とします。

※催事の日程等により、休館日にホールを開館する場合があります。

また、メンテナンス等により、休館日以外の日に休館する場合があります。

◆ 利用時間

大・中・小ホール 午前9時から午後10時まで

研修室、創作室、練習室 午前9時から午後11時まで

※時間外に準備等を行いたい場合は、ご相談ください。

◆ 窓口受付、問い合わせ等の対応時間

窓口での各種受付や電話での問い合わせ等への対応時間は、原則として、午前9時から午後8時までとなります。

なお、12月29日から翌年1月3日までの休館日は、対応いたしません。

(2) 利用可能施設・設備

各施設の配置は、「フロアマップ1F・2F」及び「配置平面図」を参照ください。

【施設関係】

◆ 大ホール

客席 2,007席（1階1,380席、2階627席）、車いす常時2席、多目的室6席

舞台仕様 間口21.6m～14.4m、奥行19.59m、高さ14.0m～9.0m

音響反射板仕様 間口21.6m、奥行11.95m、高さ14.0m

※下手客席の一部を撤去し、仮設花道を設置可能

※前4列の客席を外し、オーケストラピットを設置可能

※客席を一部撤去し、最大36席の車いす席を設置可能

◆ 中ホール

客席 800席（1階500席、2階300席）、車いす常時2席、多目的室4席

舞台仕様 間口14.4m、奥行16.24m、高さ9m～7.2m

※上手、下手客席の一部を撤去し、仮設花道を設置可能

※客席を一部撤去し、最大13席の車いす席を設置可能

※移動式音響反射板の設置可能

◆ 小ホール（リハーサル室）

小ホールA（4階）約200名収容、257㎡、控室2室併設

小ホールB（地下1階）約160名収容、208㎡、控室2室併設

※バレエ・ダンス等用のリノリウム床を傷つけないよう、ご注意ください。

※飲食される場合は、養生シート（利用無料）を設置願います。

◆ 楽屋

大ホール楽屋 9室（楽屋L1～L9）、計100名程度利用可能

中ホール楽屋 7室（楽屋M1～M7）、計80名程度利用可能

◆ 諸室（1階）

研修室1～3 各22㎡、2と3の間仕切りは取り外し可能

創作室1～3 26㎡、23㎡、27㎡、1と2と3の間仕切りは取り外し可能、
廊下側仕切りも取り外してオープンスペースとして利用可能

〃 4、5 和室10畳、和室6畳

練習室1、3 合唱等練習用

〃 2、4、5、9 電子楽器練習用

〃 6～8 ダンス練習用

※バレエ・ダンス等用のリノリウム床を傷つけないよう、内履きをご持参ください。

◆ エントランスロビー（1階）

多目的スペース メインエントランスから入って左側

情報発信スペース メインエントランスから入って右側

千秋の路 メインエントランスから入って駐車場につながる通路

※通路壁面に展示スペース（棚）とピクチャーレール有り

2 利用申し込み時期等

ホール（大・中ホール楽屋を含む）と研修室、創作室、練習室、多目的スペース等の利用申し込みについて、それぞれの受付開始日、受付期間、利用確定日等は、以下の表のとおりです。

なお、ホールは「公演・展示利用」と「練習利用」の利用形態別に受け付けます。

(1) ホール（大・中ホール楽屋を含む）

◆ 公演・展示利用

「公演・展示利用」においては、「通常予約」として、大ホール（全館利用を含む）が利用希望日の13か月前、中ホールが12か月前、小ホールが11か月前から受け付けます。

ただし、「県民市民に広く文化芸術の鑑賞機会を提供する催事、秋田県もしくは秋田市の地域活性化に寄与する催事、または公益性の高い催事」で、以下の要件①～③のいずれかに該当するものは、特例として、大ホールが利用希望日の24か月前、中ホールが18か月前から「先行予約」を受け付けます。

※「公演・展示利用」には、セミナー、講演会、各種会議を含みます。

〔先行予約の要件〕

- ①全国、東北もしくは全県規模の各種大会、または地域への経済効果が大きい催事
- ②国や自治体等の支援を受けるため、または著名アーティスト等の全国ツアーや来日公演の一環など、早期に日程を決定する必要がある催事
- ③各種団体の式典や周年記念事業など、その日でなければ開催困難な催事

	受付開始日		受付開始日からの受付期間	利用確定日（抽選日時）	最終受付日
	通常予約	先行予約			
大ホール（全館利用を含む）	利用希望日の13か月前の月の初日	利用希望日の24か月前の月の初日	受付開始日から3日間 (3日目は午後5時まで)	受付開始日の6日後 (希望日が重複した場合は午前10時から抽選)	利用希望日の2週間前 (午後5時まで)
中ホール	利用希望日の12か月前の月の初日	利用希望日の18か月前の月の初日			
小ホール	利用希望日の11か月前の月の初日	—			

※大・中ホールの予約には、それぞれの「楽屋」が含まれます。

※複数のホールを同時に利用する場合、受付時期のより早いホールの「受付期間」に一括して申し込みできます。

※利用日は、原則、リハーサル日等を含む連続する7日間までとし、利用日初日の「受付期間」に申し込みください。

※1月の「月の初日」は、1月4日となります。

※「受付開始日からの受付期間」を経た「利用確定日」以降、予約状況に空きがあるときは、「最終受付日」まで随時申し込みできます。この場合は、先着順に利用確定となります。

◆ **練習利用**

「練習利用」では、大・中ホールが利用希望日の3か月前、小ホールが2か月前から受け付けます。

	受付開始日	受付開始日からの受付期間	利用確定日 (抽選日時)	最終受付日
大ホール 中ホール	利用希望日の 3か月前の 月の初日	受付開始日 から3日間 (3日目は 午後5時まで)	受付開始日の6日後 (希望日が重複した 場合は午後1時30分 から抽選)	利用希望日 の2週間前 (午後5時まで)
小ホール	利用希望日の 2か月前の 月の初日			利用希望日 の当日

※大・中ホールの「練習利用」は、原則、無観客で客席を利用しない場合となります。

※大・中ホールの予約には、それぞれの「楽屋」が含まれます。

※小ホールにおいて、舞台、音響、映像、照明の設備やグランドピアノ(小ホールAのみ)を利用される場合は、2週間前までに申し込みください。

※複数のホールを同時に利用する場合、受付時期のより早いホールの「受付期間」に一括して申し込みできます。

※利用日は、連続する7日間までとし、利用日初日の「受付期間」に申し込みください。

※1月の「月の初日」は、1月4日となります。

※「受付開始日からの受付期間」を経た「利用確定日」以降、予約状況に空きがあるときは、「最終受付日」まで随時申し込みできます。この場合は、先着順に利用確定となります。

◆ **大・中ホールの予約がキャンセルとなった場合**

大・中ホールの予約が一旦確定後にキャンセルが発生した際には、速やかにホームページに掲載しますので、最終受付日(利用日の2週間前)までに申し込みください。その場合は、先着順に利用確定となります。

◆ **利用予約カレンダー**

ホールの公演・展示利用及び練習利用に係る予約の受付開始日、受付開始日からの受付期間、利用確定(抽選)日は、ホームページ上の「利用予約カレンダー」に掲載します。

◆ **大・中ホール楽屋の利用に係る留意点**

楽屋の利用は、大ホールもしくは中ホールを利用される方が優先となり、その場合、楽屋料金は、かかりません。

大ホールもしくは中ホールを利用される方以外の方が、利用予定のないホールの楽屋を利用するときは、有料で利用できます。その場合は、事前に芸術劇場スタッフ(以下「スタッフ」という)までご相談ください。

(2) 研修室、創作室、練習室及び多目的スペース等

研修室、創作室は、利用希望日の2か月前から、練習室は、1か月前から受け付けます。

多目的スペース、情報発信スペース、ホワイエ等（以下「多目的スペース等」という）は、2か月前から受け付けます。

	受付開始日	受付開始日からの受付期間	利用確定日 (抽選日時)	最終受付日
研修室 創作室 多目的スペース等	利用希望日の 2か月前の 月の初日	受付開始日 から3日間 (3日目は 午後5時まで)	受付開始日の6日後 (希望日が重複した 場合は午後1時30分 から抽選)	利用希望日 の当日
練習室	利用希望日の 1か月前の 月の初日	受付開始日 から3日間 (3日目は 午後5時まで)	受付開始日の6日後 (希望日が重複した 場合は午後1時30分 から抽選)	利用希望日 の当日

※研修室、創作室、練習室及び多目的スペース等は、「受付開始日」が早いホールの「受付期間」に、ホールと一緒に予約される場合もあります。

※1月の「月の初日」は、1月4日となります。

※「受付開始日からの受付期間」を経た「利用確定日」以降、予約状況に空きがあるときは、「最終受付日」まで随時申し込みできます。この場合は、先着順に利用確定となります。

◆ 研修室、創作室、練習室の予約、利用の留意点

研修室、創作室、練習室（以下「諸室」という）では、展示即売会や商品展示会、受講料等を徴収するセミナーやレッスンなど、営利目的での利用（自主的なサークル活動等で、実費相当の資料代等をいただく場合を除く）は、ご遠慮ください。

諸室の利用時間には、準備と撤収の時間も含まれます。一日に複数の団体が利用する場合もありますので、時間を守ってご利用ください。

研修室は、2と3の間仕切りを取り外して利用することが可能です。

創作室は、1と2と3の間仕切りを取り外して利用することが可能です。また、廊下側の仕切りを外してオープンスペースとして利用することも可能です。

練習室は、合唱等練習用（練習室1、3）、電子楽器練習用（練習室2、4、5、9）、ダンス練習用（練習室6～8）に分かれており、用途に応じてご利用ください。また、練習室での飲食は、控えてください。

◆ 多目的スペース等の予約、利用の留意点

多目的スペース等の利用としては、ミニコンサート等を想定していますが、利用申し込みの前にスタッフまで、ご相談ください。

多目的スペース等は、利用する床面積に応じた料金となります。

大ホール、中ホール、または小ホールを利用する催事によっては、多目的スペース等の利用ができないこともあります。

3 利用申し込みから利用まで

◆ 利用申し込みから利用までの流れ

1 利用者登録、変更

- ・初めて施設利用を希望される方は、「利用者登録申請書」を芸術劇場事務室（以下「事務室」という）に持参、郵送、FAX、メールにより提出するか、ホームページの予約システムから登録してください。
- ・登録内容に変更が生じた時は、速やかに「利用者登録変更届」を提出してください。

2 利用許可申請、減免申請等

- ・利用者登録後、施設の利用を希望される方は、利用施設や利用形態に応じた受付期間に「利用許可申請書」を事務室に持参、郵送、FAX、メールにより提出してください。諸室では、「受付開始日からの受付期間」を経た「利用確定日」以降、予約状況に空きがあるときは、上記の方法に加え、予約システムからの申し込みもできます。
- ・9ページに記載の減免対象に該当する場合、利用許可申請書と合わせて「利用料金減免申請書」を提出してください。

3 利用日確定、概算料金の請求

- ・利用許可申請書の内容を審査し、適当と認められた場合は、利用日確定となります。
- ・「受付開始日からの受付期間」に利用希望が重複した場合、抽選により利用者を決定します。
- ・利用日が確定した方には、当該施設の利用料金（以下「概算料金」という）及び納付期限を記載した「請求書」を交付します。

4 概算料金の納付期限、納付方法、後納申請等

- ・ホールの概算料金の納付期限は、「請求書」発行日から30日以内もしくは利用日の14日前のいずれか早い日となります。ただし、小ホールの練習利用で、受付が利用日の14日以内の時は、受付日が納付期限となります。概算料金は、銀行振込もしくは現金で納付してください。
- ・諸室及び多目的スペース等の納付期限は利用日当日となり、納付方法は、銀行振込や現金納付に加え、クレジットカード、電子マネーも利用可能です。

5 利用許可書の交付

- ・概算料金の納付後に「利用許可書」を交付します。

6 利用許可の変更、取り消し、料金の取扱い

- ・利用許可書交付後に、利用日時を変更される場合（ホールに限る）は「利用許可変更承認申請書」を、利用を取り消す場合は「利用取消届」を提出してください。
- ・納付された料金は、原則として返還しませんが、ホールの公演・展示利用は利用日の90日前までに、練習利用は14日前までに取消届が提出された場合、50%を返還します。
- ・諸室及び多目的スペース等では、14日前までに取消届が提出された場合、納付料金の全額を返還します。

7 事前打合せ（設備申し込みを含む）

- ・ホール利用の場合、芸術劇場スタッフと事前に打合せを行っていただきます。

8 利用当日

- ・利用当日は、利用前と利用後に事務室にお越しくください。

9 利用料金の精算

- ・利用後に「精算請求書」を交付しますので、14日以内にお支払いください。

(1) 利用者登録、変更

施設の利用を希望される方は、利用許可申請に当たり、様式第1号「利用者登録申請書」を事務室に持参、郵送、FAX、メールにより提出していただくか、ホームページの予約システムから登録してください。

その際には、次の①、②の書類を添付してください。(初回のみ)

①氏名(名称)、住所(所在地)が分かるもの

個人の場合…免許証、マイナンバーカード、保険証、学生証等いずれかの写し

団体の場合…団体規約(任意団体)、法人登記簿謄本(法人)等いずれかの写し

②活動実績等が分かるもの(ホームページや事業チラシ等の写し)

※高校生以下または18歳未満の方は、保護者の同意書(任意様式)も必要となります。

上記の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに様式第2号「利用者登録変更届」を提出してください。

(2) 利用許可申請、減免申請等

◆ 利用許可申請

利用者登録を済ませた方は、利用施設や利用形態に応じた「受付期間」を確認の上、様式第3号「利用許可申請書」を事務室に持参、郵送、FAX、メールで提出してください。

その際には、事業の内容がわかる書類(開催要項、チラシ等)を添付してください。

諸室では、「受付開始日からの受付期間」を経た「利用確定日」以降、予約状況に空きがあるときは、上記の方法に加え、予約システムからの申し込みもできます。

※利用者登録と利用許可申請(各申請書の提出)は、同時に行うこともできます。

※受付開始日や受付期間は、この利用案内の5～7ページで確認ください。

※利用予約状況は、予約システムで確認いただくか、電話等でお問い合わせください。

※高校生以下または18歳未満の方が午後8時以降に利用される場合は、教師や保護者等が責任者として同伴してください。また、ホールで公演等を行う際に、高校生は学校の許可書(任意様式)が、18歳未満の方は保護者の同意書(任意様式)が必要となります。

◆ 減免申請、減免割合

次の①、②いずれかに該当する場合は、利用許可申請書と合わせて様式第15号「利用料金減免申請書」を提出することで、利用料金の一部が減免されます。

①学校が利用主体となって、児童、生徒、学生による文化芸術に関する公开发表を行うために、または児童、生徒、学生に文化芸術を鑑賞させるために利用する場合

②社会教育関係団体が利用主体となって、児童、生徒、学生を主たる対象として、文化芸術に関する公开发表を行うために利用する場合

※学校には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等のほか、保育所、認定こども園を含みます。

※社会教育関係団体とは、社会教育法が規定する公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものです。

①、②の減免割合は、それぞれ次のとおりです。

①施設及び設備利用料金の2分の1(入場料を徴収する場合は10分の3)

②施設及び設備利用料金の10分の3

(3) 利用日確定、概算料金の請求

利用許可申請書の内容が適当と認められた場合は、利用日確定となり、申請された方あてに当該施設の概算料金及び納付期限を記載した様式第6号「請求書」を交付します。

ただし、大・中ホールの先行予約は、様式第5号「先行予約受付書」を送付し、通常予約の受付確定日を待って、請求書を交付します。

一方、不相当と判断された場合は、その理由を記載した通知を交付します。

◆ 利用希望が重複した場合

「受付開始日からの受付期間」において、施設の利用希望が重複した場合、次の手順により利用される方を決定します。

▼STEP1 「受付開始日からの受付期間」の締切後直ちに、利用希望が重複した方にスタッフから抽選日時を連絡します。

▼STEP2 抽選日時の連絡を受けた場合、その日時の芸術劇場来所の可否について、抽選日の前日までに回答してください。

▼STEP3 抽選のくじを引く順番は、原則として、利用許可申請の受付順としますが、来所した方を優先し、来所できない方の分は、スタッフが代理でくじを引き、利用者を確定します。

※抽選に外れた方には、施設の空き状況や意向等を踏まえて調整させていただきます。

(4) 概算料金の納付期限、納付方法、後納申請等

◆ 概算料金の納付期限、納付方法

ホールの概算料金の納付期限は、上記の請求書発行日から30日以内もしくは利用日の14日前のいずれか早い日となります。ただし、小ホールの練習利用の場合で、受付が利用日の14日以内のときは、受付当日が納付期限となります。

また、諸室及び多目的スペース等の納付期限は、利用日当日となります。

概算料金の納付方法は、金融機関からの振り込み、または事務室での現金納付となりますが、諸室は、事務室でのクレジットカード、電子マネーも利用可能です。

◆ 概算料金の後納申請、納付の猶予期限

概算料金について、納付期限までに納付できない特別な理由があるときは、納付期限の7日前までに、様式第7号「利用料金納付猶予承認申請書」を提出してください。

その内容が適当と認められたときは、様式第8号「利用料金納付猶予承認書」を交付します。その際の納付の猶予期限は、原則として、利用日の30日後となります。

(5) 利用許可書の交付

概算料金の納付が確認できたとき、または納付猶予が認められたときは、様式第9号「利用許可書」を交付します。なお、諸室及び多目的スペース等の納付期限は利用当日となるため、利用許可書が事前に交付されないこともあります。

(6) 利用許可の変更、取り消し、料金の取扱い

◆ 利用許可の変更、料金の取扱い（ホールに限る）

利用許可書の交付後に利用日や利用時間を変更しようとするときは、様式第11号「利用許可変更承認申請書」を提出してください。その内容が適当と認められたときは、様式第12号「利用許可変更承認書」を交付します。

ただし、利用日の変更申請は、次の①～③全て満たした場合、1回限りとなります。

- ①当初利用日の60日以前の申請であること
- ②変更承認申請の利用日は、当初利用日の前後60日以内であること
- ③利用料金を納付済み、もしくは納付猶予承認を受けていること

また、利用時間の変更は、利用日の10日以前の申請である場合に限りします。

利用日を変更した場合の利用料金は、次の①、②のとおりとします。

- ①土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日から、平日に変更したときは、利用料金の差額は還付しません。
- ②平日から土曜日、日曜日または国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に変更したときは、精算時に利用料金の差額をいただきます。

また、利用時間を変更した場合の利用料金は、次の③、④のとおりとします。

- ③利用時間を短縮したときは、利用料金の差額は還付しません。
- ④利用時間の変更により、既に納付した額に不足が生じたときは、精算時に利用料金の差額をいただきます。

◆ 利用許可の取り消し、料金の取扱い（キャンセル料）

利用許可書の交付後に予約を取り消しするときは、様式第10号「利用許可取消届」を提出してください。許可された方のせいにするできない理由がある場合を除いて、納付された概算料金は、原則として還付しません。

ただし、ホールの公演・展示利用は利用日の90日前まで、練習利用は14日前までに取消届が提出されたときは、納付額の50%を還付します。諸室は14日前までに提出されたときは、全額を還付します。

また、納付が猶予されているときは、上記の取扱いにならって納付していただきます。

◆ 館長による利用許可の取り消し、利用の禁止

あきた芸術劇場館長（以下、「館長」という）は、利用許可書の交付後に、秋田県及び秋田市の「あきた芸術劇場条例」（以下「条例」という）の規定に基づいて、利用の許可を取り消す場合があり、その際の利用料金も上記と同様の取扱いとなります。

館長は、条例の規定に基づき、利用許可申請者や参加者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者）に該当する、または反社会的勢力と何らかの関りがあると判断した場合、利用を禁止します。

◆ 利用権の譲渡等の禁止

利用許可書による利用の権利を第三者に譲渡することや転貸することは、禁止します。

(7) 事前打合せ（設備申し込みを含む）

◆ 大ホール、中ホール

大ホール、中ホールの利用に当たっては、利用日の2か月前から1か月前までの間に、施設の利用方法をはじめ、利用しようとする舞台・照明・音響・映像設備、持込み器具の有無、搬入・撤収日時、当日の運営体制、楽屋の部屋割りなどについて、スタッフと打合せを行ってください。大・中ホールの練習利用は、利用希望日の2週間前まで申し込みできますが、グランドピアノや舞台・照明・音響・映像設備等の利用を希望される場合は、その日までに申し込みください。

◆ 小ホールA・B

小ホールの利用に当たっては、利用日の1か月前までに、大・中ホールと同様のことについて、スタッフと打合せを行ってください。小ホールの練習利用は、利用希望日の当日まで申し込みできますが、グランドピアノや舞台・照明・音響・映像設備等の利用を希望される場合は、2週間前までに申し込みください。

なお、小ホールBは、ダンス・バレエ等向けのリノリウム床となっているため、ピアノの持ち込みができません。また、楽屋として利用される際や休憩時に飲食される場合は、養生シート（無料貸与）を設置した上で、ご利用ください。

◆ 諸室及び多目的スペース等

利用希望日の当日まで申し込みできますが、長テーブル、折りたたみイス（無料貸与）の利用を希望される場合は、可能な限り前日までにご連絡ください。

(8) 利用当日

この利用案内に記載している注意事項やスタッフからの指示を守って、安全で、スムーズな運営、利用に努めてください。ホール利用においては、搬入・撤収時の騒音や交通渋滞等により、周辺住民の方のご迷惑とならないよう、特段の配慮をお願いします。

(9) 利用料金の精算

◆ 精算料金請求書の交付

施設利用が終了し、利用料金が確定したときは、料金総額から概算料金を差し引いた精算料金及び納付期限を記載した様式第6号「請求書」を交付します。

◆ 精算料金の納付期限、後納申請、納付方法

ホールの精算料金の納付期限は、請求書発行日から14日以内とし、諸室の納付期限は、利用日当日とします。ただし、概算料金について「利用料金納付猶予承認書」により、その納付期限が利用日後となっているときは、精算料金の納付期限も同じ日とします。

精算料金について、その納付期限の7日前までに、様式第7号「利用料金納付猶予承認申請書」が提出され、利用料金の納付猶予が承認されたときは、原則として、利用日から30日以内を期限として納付を猶予します。

料金の納付方法は、金融機関からの振り込み、または事務室での現金納付としますが、諸室については、クレジットカード、電子マネーも利用可能です。

(10) 事前承認を要する行為

施設の利用に当たって、以下の行為をしようとするときは、利用許可申請前にスタッフに相談の上、利用日の10日前までに該当する承認申請書を提出して、館長の承認を得てください。ただし、当該行為に関して発生した事故等による損害等は、申請した方が責任を負うこととなります。

- ◆ **ホールで火気を利用する場合**
様式第17号「臨時火気利用承認申請書」
- ◆ **ホールでスモークマシンを利用する場合**
様式第19号「スモークマシン利用承認申請書」
- ◆ **その他の特設設備・機材・器具等を利用する場合**
様式第21号「特設設備・機材・器具等の利用承認申請書」
- ◆ **動物を入場させる場合**
様式第23号「動物の入場承認申請書」
- ◆ **物品を販売する場合**
様式第25号「物品販売承認申請書」
- ◆ **募金を実施する場合**
様式第27号「募金承認申請書」
- ◆ **その他の承認事項**
 - ① 広告物の掲示や配布、または看板・立札その他これに類するものを設置する場合
 - ② 署名、アンケート、会員募集を行う場合※①、②とも様式は任意です。

(11) その他利用上の留意事項

施設の利用に当たっては、災害等発生時のほか、以下の事項にも留意し、スタッフの指示を守ってください。

- ◆ **車椅子利用の入館者への対応**
車椅子利用者の入場・退場時の安全誘導、災害発生時の安全避難等に努めてください。
- ◆ **飲食、飲酒、喫煙の制限**
大・中ホール及び練習室における飲食並びに敷地内での喫煙は、禁止します。
レストランを除く敷地内での飲酒は、原則として禁止します。
ただし、大・中ホール及び練習室以外の施設で、飲酒を伴う催事を実施しようとする場合は、事前に館長の承認を得てください。
- ◆ **ごみの処理**
ごみは、持ち帰りを原則とします。劇場内の環境美化に努めてください。

4 利用料金

(1) 施設関係

◆ 大ホール／舞台及び全客席を利用する場合

(単位：円、税込み)

		午 前		午 後				全 日	
		午前9時前 の1時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時	午後1時 ～10時	午後10時 後の1時間	午前9時 ～午後5時	午前9時～ 午後10時
入場料	平 日	18,700	39,000	51,900	62,300	114,200	18,700	90,900	153,000
徴収無し	土日曜日 及び休日	22,500	46,700	62,300	74,700	137,000	22,500	109,000	183,600
入場料の 最高額が 1,000円以下	平 日	22,500	46,700	62,300	74,700	137,000	22,500	109,000	183,600
	土日曜日 及び休日	27,000	56,100	74,800	89,700	164,400	27,000	130,800	220,400
入場料の 最高額が 1,000円超 3,000円以下	平 日	30,000	62,400	83,100	99,700	182,800	30,000	145,500	244,800
	土日曜日 及び休日	35,900	74,800	99,700	119,600	219,200	35,900	174,400	293,800
入場料の 最高額が 3,000円超 5,000円以下	平 日	39,300	81,900	109,000	130,900	239,900	39,300	190,900	321,300
	土日曜日 及び休日	47,100	98,100	130,900	156,900	287,700	47,100	228,900	385,600
入場料の 最高額が 5,000円超 7,000円以下	平 日	48,600	101,400	135,000	162,000	297,000	48,600	236,400	397,800
	土日曜日 及び休日	58,300	121,500	162,000	194,300	356,200	58,300	283,400	477,400
入場料の 最高額が 7,000円超	平 日	58,000	120,900	160,900	193,200	354,100	58,000	281,800	474,300
	土日曜日 及び休日	69,500	144,800	193,200	231,600	424,700	69,500	337,900	569,200

◆ 大ホール／舞台及び1階客席を利用する場合

(単位：円、税込み)

		午 前		午 後				全 日	
		午前9時前 の1時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時	午後1時 ～10時	午後10時 後の1時間	午前9時 ～午後5時	午前9時～ 午後10時
入場料	平 日	15,000	31,200	41,500	49,800	91,300	15,000	72,700	122,400
徴収無し	土日曜日 及び休日	18,000	37,400	49,800	59,800	109,600	18,000	87,200	146,900
入場料の 最高額が 1,000円以下	平 日	18,000	37,400	49,800	59,800	109,600	18,000	87,200	146,900
	土日曜日 及び休日	21,600	44,900	59,800	71,800	131,600	21,600	104,700	176,300
入場料の 最高額が 1,000円超 3,000円以下	平 日	24,000	50,000	66,400	79,700	146,100	24,000	116,400	195,900
	土日曜日 及び休日	28,800	59,900	79,700	95,700	175,400	28,800	139,600	235,100
入場料の 最高額が 3,000円超 5,000円以下	平 日	31,400	65,600	87,200	104,600	191,800	31,400	152,700	257,100
	土日曜日 及び休日	37,700	78,600	104,600	125,600	230,200	37,700	183,200	308,500
入場料の 最高額が 5,000円超 7,000円以下	平 日	38,900	81,200	107,900	129,500	237,400	38,900	189,100	318,300
	土日曜日 及び休日	46,700	97,300	129,500	155,500	285,000	46,700	226,800	382,000
入場料の 最高額が 7,000円超	平 日	46,400	96,800	128,700	154,400	283,100	46,400	225,400	379,500
	土日曜日 及び休日	55,700	116,000	154,400	185,400	339,800	55,700	270,400	455,400

備考(上記の大ホール共通)

- 午前9時前の利用時間もしくは午後10時後の利用時間が1時間未満であるとき、またはこれらの利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間または端数を1時間として計算します。
- この表において「入場料」とは、ホールの入場者から徴収する入場の対価を指します。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日です。この規定は、以下のホールの表において同じです。

◆ 中ホール／舞台及び全客席を利用する場合

(単位：円、税込み)

		午 前		午 後				全 日	
		午前9時前 の1時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時	午後1時 ～10時	午後10時 後の1時間	午前9時 ～午後5時	午前9時～ 午後10時
入場料	平 日	9,500	19,600	26,200	31,400	57,600	9,500	45,800	77,000
徴収無し	土日曜日 及び休日	11,300	23,500	31,400	37,600	69,000	11,300	54,900	92,400
入場料の 最高額が 1,000円以下	平 日	11,300	23,500	31,400	37,600	69,000	11,300	54,900	92,400
	土日曜日 及び休日	13,600	28,200	37,700	45,200	82,800	13,600	65,900	110,900
入場料の 最高額が 1,000円超 3,000円以下	平 日	15,100	31,400	42,000	50,300	92,200	15,100	73,300	123,200
	土日曜日 及び休日	18,100	37,600	50,300	60,200	110,400	18,100	87,900	147,900
入場料の 最高額が 3,000円超 5,000円以下	平 日	19,800	41,200	55,100	66,000	121,000	19,800	96,200	161,700
	土日曜日 及び休日	23,700	49,400	66,000	79,000	144,900	23,700	115,300	194,100
入場料の 最高額が 5,000円超	平 日	24,600	51,000	68,200	81,700	149,800	24,600	119,100	200,200
	土日曜日 及び休日	29,400	61,100	81,700	97,800	179,400	29,400	142,800	240,300

◆ 中ホール／舞台及び1階客席を利用する場合

(単位：円、税込み)

		午 前		午 後				全 日	
		午前9時前 の1時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時	午後1時 ～10時	午後10時 後の1時間	午前9時 ～午後5時	午前9時～ 午後10時
入場料	平 日	7,600	15,700	20,900	25,100	46,000	7,600	36,600	61,600
徴収無し	土日曜日 及び休日	9,100	18,900	25,100	30,200	55,300	9,100	44,000	74,000
入場料の 最高額が 1,000円以下	平 日	9,100	18,900	25,100	30,200	55,300	9,100	44,000	74,000
	土日曜日 及び休日	10,900	22,700	30,200	36,300	66,400	10,900	52,800	88,800
入場料の 最高額が 1,000円超 3,000円以下	平 日	12,100	25,200	33,500	40,200	73,600	12,100	58,600	98,600
	土日曜日 及び休日	14,600	30,300	40,200	48,400	88,500	14,600	70,400	118,400
入場料の 最高額が 3,000円超 5,000円以下	平 日	15,900	33,000	43,900	52,800	96,600	15,900	76,900	129,400
	土日曜日 及び休日	19,100	39,700	52,800	63,500	116,200	19,100	92,400	155,400
入場料の 最高額が 5,000円超	平 日	19,600	40,900	54,400	65,300	119,600	19,600	95,200	160,200
	土日曜日 及び休日	23,600	49,200	65,300	78,600	143,800	23,600	114,400	192,400

備考(上記の中ホール共通)

前出の大ホールの備考1～3と同じです。

◆ 大ホール・中ホール／客席を利用しない場合

(単位：円、税込み)

		午 前	午 後			全 日	
		午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時	午後1時 ～10時	午前9時 ～午後5時	午前9時～ 午後10時
大ホール	平 日	23,400	31,200	37,400	68,600	54,600	91,800
	土日曜日 及び休日	28,100	37,400	44,900	82,200	65,400	110,200
中ホール	平 日	11,800	15,800	18,900	34,600	27,500	46,200
	土日曜日 及び休日	14,100	18,900	22,600	41,400	33,000	55,500

備考

- 「客席を利用しない場合」とは、観客を入れない練習利用等を想定しています。
- 利用時間には、準備と撤収の時間も含まれます。

◆ 小ホールA・B

(単位：円、税込み)

			午 前		午 後			全 日		
			午前9時前 の1時間	午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～10時	午後1時 ～10時	午後10時 後の1時間	午前9時 ～午後5時	午前9時～ 午後10時
小 ホ ー ル A	入場料	平 日	3,600	7,400	9,900	11,800	21,700	3,600	17,300	29,000
		徴収無し 土日曜日 及び休日	4,300	8,900	11,800	14,200	26,000	4,300	20,700	34,800
	入場料	平 日	5,400	11,100	14,900	17,700	32,600	5,400	26,000	43,500
		徴収有り 土日曜日 及び休日	6,400	13,400	17,700	21,300	39,000	6,400	31,100	52,200
小 ホ ー ル B	入場料	平 日	3,000	6,200	8,200	9,800	18,000	3,000	14,400	24,000
		徴収無し 土日曜日 及び休日	3,600	7,400	9,800	11,800	21,600	3,600	17,200	28,800
	入場料	平 日	4,500	9,300	12,300	14,700	27,000	4,500	21,600	36,000
		徴収有り 土日曜日 及び休日	5,400	11,100	14,700	17,700	32,400	5,400	25,800	43,200

備考

前出の大ホールの備考1～3と同じです。

◆ 研修室、創作室、楽屋

(単位：円、税込み)

		午 前	午 後			全 日		
		午前9時 ～正午	午後1時 ～5時	午後6時 ～9時	午後1時 ～9時	午後9時 ～11時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～午後9時
研修室1～3(1室につき)		690	920	810	1,730	540	1,610	2,420
創 作 室	創作室1	810	1,080	960	2,040	640	1,890	2,850
	創作室2	720	960	870	1,830	580	1,680	2,550
	創作室3	840	1,120	1,020	2,140	680	1,960	2,980
	創作室4(和室10畳)	540	720	630	1,350	420	1,260	1,890
	創作室5(和室6畳)	360	480	450	930	300	840	1,290
大 ホ ー ル 楽 屋	楽屋L1	510	680	600	1,280	400	1,190	1,790
	楽屋L2	540	720	630	1,350	420	1,260	1,890
	楽屋L3	630	840	750	1,590	500	1,470	2,220
	楽屋L4	630	840	750	1,590	500	1,470	2,220
	楽屋L5	540	720	630	1,350	420	1,260	1,890
	楽屋L6	570	760	660	1,420	440	1,330	1,990
	楽屋L7	570	760	660	1,420	440	1,330	1,990
	楽屋L8	930	1,240	1,110	2,350	740	2,170	3,280
	楽屋L9	900	1,200	1,080	2,280	720	2,100	3,180
中 ホ ー ル 楽 屋	楽屋M1	540	720	630	1,350	420	1,260	1,890
	楽屋M2	570	760	660	1,420	440	1,330	1,990
	楽屋M3	750	1,000	900	1,900	600	1,750	2,650
	楽屋M4	750	1,000	900	1,900	600	1,750	2,650
	楽屋M5	780	1,040	930	1,970	620	1,820	2,750
	楽屋M6	720	960	870	1,830	580	1,680	2,550
	楽屋M7	1,620	2,160	1,950	4,110	1,300	3,780	5,730

備考

- 1 利用時間には、準備と撤収の時間も含まれます。
- 2 この表の規定にかかわらず、大ホールまたは中ホールを利用する人が併せて大ホール楽屋または中ホール楽屋を利用するときは、大ホール楽屋または中ホール楽屋に係る利用料金は、かかりません。

◆ 練習室

(単位：円、税込み)

		全 日	夜 間
		午前9時～午後6時 まで1時間につき	午後6時～午後11時 まで1時間につき
練 習 室	練習室 1 (合唱等)	960	1,160
	練習室 2 (電子楽器)	880	1,060
	練習室 3 (合唱等)	340	410
	練習室 4 (電子楽器)	340	410
	練習室 5 (電子楽器)	540	650
	練習室 6 (ダンス)	660	800
	練習室 7 (ダンス)	920	1,110
	練習室 8 (ダンス)	740	890
	練習室 9 (電子楽器)	360	440

備考

- 1 利用時間には、準備と撤収の時間も含まれます。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき、または利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間または端数を1時間として計算します。

◆ ホール、研修室、創作室、練習室及び楽屋以外の施設

(単位：円、税込み)

	単 位	利 用 料 金
建物の利用に係るもの	1㎡につき1日	200円

備考

- 1 多目的スペースやホワイエ等でのミニコンサート等を想定しています。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、または利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該利用面積または端数を1平方メートルとして計算します。
- 3 この施設の利用において、後出のホール、研修室、楽屋及び練習室に係る設備を利用した場合は、この表の規定による利用料金のほかに、当該設備に係る利用料金がかかります。その際の設備の利用料金は、実際の利用時間に応じたものとなります。

◆ 駐車場

(単位：円、税込み)

	単 位	利 用 料 金
駐車時間が1時間以内の場合	1台につき	200円
駐車時間が1時間超の場合	1台につき	駐車1時間までの200円に 1時間ごと100円を加えた金額

備考

- 1 催事の主催団体スタッフの方が準備や運営等のために駐車場を利用される場合、次の台数分の駐車料金を免除しますので、事前にスタッフまでご相談ください。
大・中ホール各10台、小ホールA・B各5台、研修室・創作室・練習室1室あたり各5台
- 2 ホールやホール以外の諸室の利用予約や抽選等のために駐車場を利用される場合、該当する台数分の駐車料金を免除しますので、スタッフまでお知らせください。
- 3 管理事務室で販売する公演チケット（当日券を除く）を購入するために駐車場を利用される場合、駐車料金を100円割引きますので、スタッフにお知らせください。ただし、定額駐車料金が適用される公演にお越しの場合は、対象となりません。

(2) 設備関係

◆ 大ホール、中ホール、小ホール

(単位：円／1時間、税込み)

区 分	設 備 名 称	使用単位	使用料	
大ホール	舞台設備	音響反射板	一式	1,100
		オーケストラピット	一基	1,100
		所作台(花道用所作台及び開帳場を含む)	一式	1,600
		舞台幕(水平幕、中割幕、大黒幕、暗転幕、紗幕、スクリーン)	一枚	240
		バレエ用シート	一式	300
	照明設備	ボーダーライト	一列	390
		アッパー水平ライト	一列	370
		ローア水平ライト	一列	370
		クセノンピンスポットライト	一台	550
	音響設備	拡声装置	一式	1,300
		効果系拡声装置	一式	460
		三点吊りマイク装置	一式	260
中ホール	舞台設備	舞台せり上げ装置	一基	390
		移動式音響反射板	一台	40
		所作台(花道用所作台及び開帳場を含む)	一式	1,270
		舞台幕(水平幕、中割幕、大黒幕、暗転幕、紗幕、スクリーン)	一枚	150
		バレエ用シート	一式	200
	照明設備	ボーダーライト	一列	330
		アッパー水平ライト	一列	300
		ローア水平ライト	一列	300
		クセノンピンスポットライト	一台	420
	音響設備	拡声装置	一式	780
		効果系拡声装置	一式	370
	〔大ホール〕 〔中ホール〕 共通	舞台設備	鳥屋囲	一組
仮設花道			一組	150
松羽目			一枚	370
金びょうぶ、銀びょうぶ、鳥の子びょうぶ			一双	370
演台(花台及び脇台を含む)			一式	240
司会者用演台			一台	80
平台			一台	30
箱足			一個	10
開き足			一脚	10
高座用座布団			一枚	40
長座布団			一枚	20
毛せん			一枚	30
上敷			一枚	20
照明設備			移動型調光卓	一台
		ミラーボール	一台	250
		星球	一式	200
		照明用効果器	一台	150
		フットライト	一台	100
		ハロゲンスポットライトA	一台	70
ハロゲンスポットライトB		一台	60	
音響設備		移動型音響調整卓	一台	880
		移動型拡声装置A	一式	870
		移動型拡声装置B	一式	480
		ソリッドステート・コンパクトディスクレコーダー	一台	70
		カセットテープレコーダー	一台	40
映像設備		コンパクトディスクプレーヤー	一台	40
		プロジェクター	一台	1,900
	ブルーレイディスクプレーヤー	一台	40	

◆ 大ホール、中ホール、小ホール（続き）

（単位：円／1時間、税込み）

区 分		設 備 名 称	使用単位	使用料
小ホール	舞台設備	舞台幕(Horizont幕、スクリーン)	一枚	100
		ポータブルステージ	一台	40
		仮設ステージ	一台	30
	音響設備	拡声装置(小ホールA)	一式	260
		拡声装置(小ホールB)	一式	320
		移動型拡声装置	一組	120
映像設備	プロジェクター	一台	700	
〔大ホール〕 〔中ホール〕 〔小ホール〕 共通	舞台設備	演台	一台	100
		指揮台	一台	80
		指揮者用譜面台	一台	80
		演奏者用いす	一脚	20
		譜面台	一台	20
	照明設備	フォロースポットライト	一台	130
		LEDスポットライトA	一台	100
		LEDスポットライトB	一台	80
		ライト用スタンド	一台	40
	音響設備	移動型はね返りスピーカー	一台	60
		コンデンサーマイクA	一本	110
		コンデンサーマイクB	一本	70
		コンデンサーマイクC	一本	60
		コンデンサーマイクD	一本	30
		ピンマイク、ワイヤレスマイク、 ヘッドウォーンマイク	一本	60
		ダイナミックマイクA	一本	30
		ダイナミックマイクB	一本	10
		卓上型マイク(マイク用スタンドを含む)	一式	20
		マイク用スタンド	一本	10
		バウンダリーマイク	一台	30
	ダイレクトボックス	一個	20	
	楽 器	グランドピアノA(スタインウェイD-274)	一台	3,000
		グランドピアノB(ヤマハCFX)	一台	2,000
		グランドピアノC(ヤマハCFX)	一台	800
	その他	展示パネルA	一枚	30
		展示パネルB	一枚	10
		展示台A	一台	20
		展示台B	一台	10
		持込み器具に係る電力設備	持込み器具の 定格消費電力 の合計1キロ ワットにつき	60

備考（設備共通）

設備の利用時間は、原則として、当該設備に係る施設の利用時間とみなします。

◆ 研修室、創作室、楽屋

(単位：円／1時間、税込み)

区 分		設 備 名 称	使用単位	使用料
大ホール 楽屋L3	楽 器	グランドピアノ(カワイGX2)	一台	700
〔 研修室 創作室 共 通 〕	音響設備	簡易拡声装置(マイク二本を含む)	一式	100
	映像設備	プロジェクター(スクリーンを含む)	一式	70
	その他	展示パネルA	一枚	30
		展示パネルB	一枚	10
		展示台A	一台	20
展示台B		一台	10	
〔 研修室 創作室 楽 屋 共 通 〕	その他	持込み器具に係る電力設備	持込み器具の 定格消費電力 の合計1キロ ワットにつき	60

備考

この表の規定にかかわらず、大ホールを利用する人が併せて大ホール楽屋L3を利用するときは、大ホール楽屋L3のグランドピアノに係る利用料金は、かかりません。

◆ 練習室

(単位：円／1時間、税込み)

区 分		設 備 名 称	使用単位	使用料
練習室3	楽 器	アップライトピアノ	一台	400
〔 練習室 1・7 共 通 〕	楽 器	アップライトピアノ	一台	300
〔 練習室 2・4・5・9 共 通 〕	楽 器	ドラムセット	一式	180
練習室 共 通	舞台設備	譜面台	一台	10
		拡声装置	一式	180
	音響設備	ベースアンプ	一式	150
		ギターアンプA	一式	110
		ギターアンプB	一式	70
		キーボードアンプ	一式	40
		ダイナミックマイク	一本	10
		マイク用スタンド	一本	10
	楽 器	デジタルピアノ	一台	150
	その他	持込み器具に係る電力設備	持込み器具の 定格消費電力 の合計1キロ ワットにつき	60

備考(設備共通)

- ホール、研修室、創作室、練習室、多目的ホール等において、長テーブルや折りたたみイスを利用したい場合は、無料でお貸ししますので、必要数を事前にスタッフまでお知らせください。
- 持込み器具がある場合は、事前にスタッフまでご相談ください。
- 各設備の利用料金は、原則として、上記の1時間当たり料金に、ホール等施設の利用時間を乗じて算出した料金となります。

(3) 利用料金の特例

◆ 利用料金の減免

次の①、②いずれかに該当する場合は、利用許可申請書と合わせて様式第15号「利用料金減免申請書」を提出することで、利用料金の一部が減免されます。

- ①学校が利用主体となって、児童、生徒、学生による文化芸術に関する公開発表を行うために、または児童、生徒、学生に文化芸術を鑑賞させるために利用する場合
- ②社会教育関係団体が利用主体となって、児童、生徒、学生を主たる対象として、文化芸術に関する公開発表を行うために利用する場合

※学校には、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校等のほか、保育所、認定こども園を含みます。

※社会教育関係団体とは、社会教育法が規定する公の支配に属しない団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものです。

また、①、②の減免割合は、それぞれ次のとおりです。

- ①施設及び設備利用料金の2分の1（ただし、入場料を徴収する場合は10分の3）
- ②施設及び設備利用料金の10分の3

◆ 大ホールもしくは中ホールにおいて利用した設備料金の減額（セット料金）

大ホールもしくは中ホールにおいて利用した次の設備については、その料金総額（税込み）の10%を減額します。

①照明設備一式

【対象となる照明設備】

ボーダーライト、アッパーホリゾントライト、ローアホリゾントライト、クセノンピンスポットライト、移動型調光卓、ミラーボール、星球、照明用効果器、フットライト、ハロゲンスポットライトA・B、フォロースポットライト、LEDスポットライトA・B、ライト用スタンド

②ひな壇用の舞台設備一式

【対象となる舞台設備】

平台、開き足、箱足

※なお、上記の設備料金の10%減額は、令和6年4月1日から7年3月31日までとし、ホールや設備の利用状況等を踏まえて、令和7年4月1日以降の取り扱いを決定します。